

平成 29 年 4 月

下水管渠更生工事の入札参加を考えている市内企業の皆様へ

四日市市上下水道局

平成 29 年 6 月から下水管渠更生工事(発注金額が 3500 万円未満)において、企業に実績を求める場合の条件(実績内容)を「管更生工事の実績(※1)」に見直す予定です。

ただし、配置技術者には「元請の現場代理人又は主任技術者として受注者が当該工事に採用する工法(※2)での管更生工事の実績」又は「受注者が当該工事に採用する工法の施工管理講習等の受講証明等の資格」を求める予定であるため、事前に各工法の講習会等への参加をご準備下さい。

(※1)「管更生工事の実績」とは、元請として(※3)の管きよ更生工法に該当する工法(呼び径 800 mm未満/以上どちらも可)での実績とする。

(※2)「当該工事に採用する工法」とは、(※3)の管きよ更生工法で仕様書記載の現場条件を満たすものとする。

(※3) (公財)日本下水道新技術機構により建設技術審査証明が発行される下水道管きよの更生工法のうち、既設管呼び径 800mm未満は自立管構造の反転工法又は形成工法で適用管径は「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平成 23 年 12 月(社)日本下水道協会)(以下、ガイドラインとする)に定める評価項目について確認した管径(耐震設計における適用管径)とする。また、既設管呼び径 800mm以上は複合管構造の製管工法で適用管径は審査証明の標準適用範囲とする。ただし、鉛直断面の耐震性についてガイドラインに基づき計算を行い確認すること。

(参考)建設技術審査証明が発行される下水道管きよの更生工法の最新情報については、(公財)日本下水道新技術機構のホームページ(<http://www.jiwet.or.jp>)の「技術審査」→「更生・修繕技術」にて確認することができます。